

KYOTO発起業家育成プログラム参加者 募集要項
(ライフサイエンスベンチャー創出支援事業)

1 事業の目的

京都市におけるライフサイエンス関連産業の育成を図るため、ライフサイエンス分野（先端医療技術、健康・福祉・介護等）においてベンチャー企業を自ら経営する意欲を持つ人材に対し、ビジネスモデル構築等の支援を行い、新産業を創出することを目的としています。

2 プログラムの内容

自ら起業する意欲を持つ人材を対象に、ライフサイエンス分野における大学等の技術シーズをテーマとしたビジネスモデルを構築し起業につなげていくため、起業経験者による助言等、起業に向けた実践的な支援を行います。

3 応募要件

ライフサイエンス分野において、京都市内で平成31年3月末までに、大学等の技術シーズをテーマとした新たなベンチャー起業を目指す者。

4 支援内容

(1) メンター（※）による支援

ライフサイエンス分野において、ベンチャー起業経験のあるメンター等によるビジネスプランのブラッシュアップ、メール等による随時相談対応

(2) 専門家派遣

弁護士、弁理士等との個別相談（期間内合計4回まで）

(3) ビジネスプラン構築にかかる調査の実施

簡易な競合特許、市場性等の調査。金額上限あり

(4) 会議室等活動場所の提供

(※) メンターとは、課題解決に向けた作業の進め方や考え方、起業家としての心構えなど、支援対象者の業種・業態・成長フェーズを踏まえて、総合的な助言を与える者です。

5 参加者の義務

(1) 平成31年3月末までに京都市内での創業登記を目指すこと。

(2) メンターとの月2回程度の面談（進捗報告、課題共有）

（面談にはメンター以外に、事務局が同席することがあります。）

(3) 活動報告会での発表及び活動報告書（兼発表資料）の作成

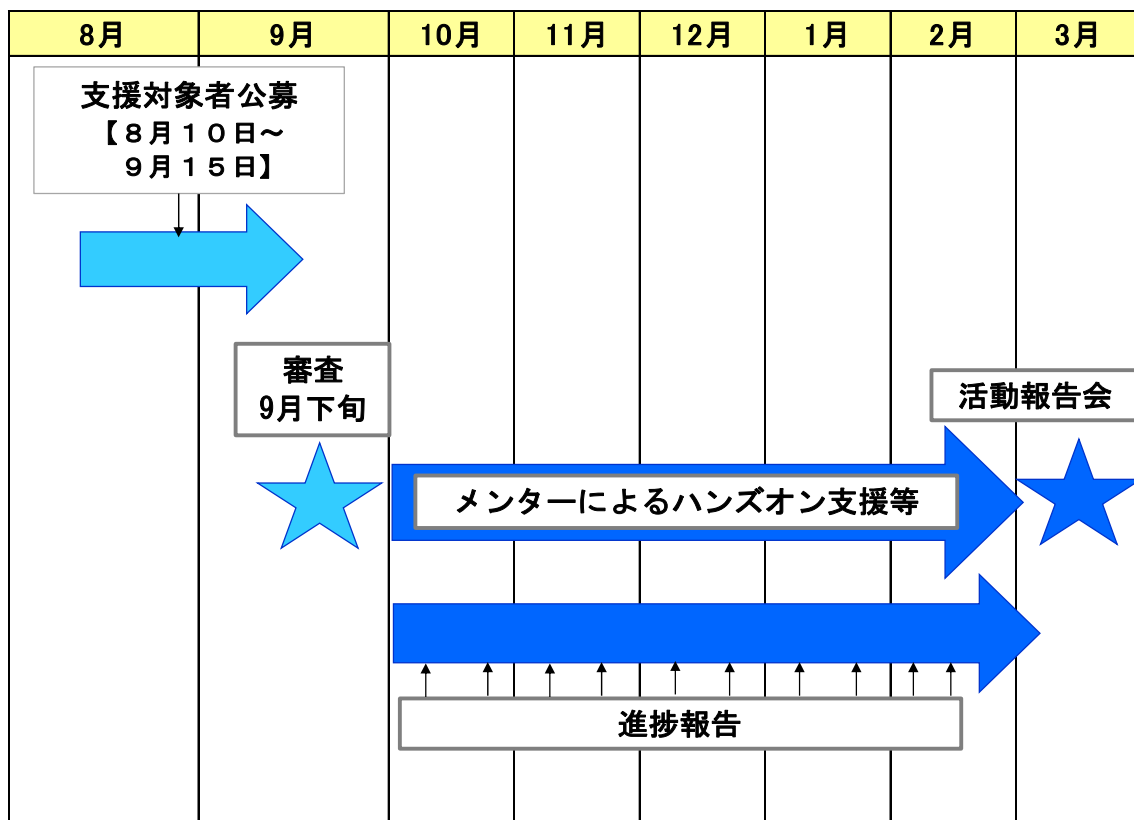
活動報告会は平成30年3月に開催予定。

（本プログラム参加者全員による発表を予定。ベンチャーキャピタル、金融機関等の外部者も参加予定。）

(4) 本年度事業終了後3年間は、創業の状況や雇用、利益等に関する京都市からの照会に対する回答。

6 事業のスケジュール

本事業の支援対象期間は、支援対象者決定日から平成30年3月末日までを予定しています。



7 採択件数

3件程度

8 公募期間

平成29年8月10日（木）～9月15日（金）

9 公募様式

以下の書類を提出していただきます。

- ・「ライフサイエンスベンチャー創出支援事業」申請書（様式1号）
- ・ビジネスプラン概要書（様式2号）

10 審査基準（評価のポイント）について

- ・ライフサイエンス分野において起業に向けた独自のアイデアや技術等を有するか
- ・平成31年3月末日までに京都市内でベンチャー企業の設立を目指しているか
- ・成長が期待される先進的なビジネスプランであるか
- ・事業化の実現に不可欠なシーズ等を保有、又は保有する見込みであるか
- ・製品・サービス等の事業化計画を有しており、推進体制の構築が可能であるか
- ・京都市経済への波及効果が高い事業計画であるか

11 採択

提出書類について、書面審査及びプレゼンテーションにて審査を行います。

上記の審査はいずれも非公開で行います。審査の経過に関する問い合わせには応じられません。

採択・不採択については、平成29年9月下旬に、当財団から申請者へ通知します。

なお、採択されたビジネスプランについては、当財団ホームページ等によりその概要等について可能な範囲で公表します。

12 その他

事業終了後2年間、事業成果の普及やフォローアップなどを目的として起業状況について事務局がヒアリングを行います。

13 申請書類等提出・問い合わせ先

（公財）京都高度技術研究所

京都市ライフイノベーション創出支援センター

- ・支所 〒606-8501 京都市左京区吉田本町36-1
京都大学国際科学イノベーション棟東館308号室
TEL 762-0070

- ・本所 〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町54
京都大学医学部附属病院先端医療機器開発・臨床研究センター 507号室
TEL 950-0880



1 4 留意事項

(1) 複数提案の制限

1人が複数の提案を行うことはできません。

(2) 反社会的勢力の排除

参加者について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団密接関係者と判明した場合、不採択とします。また、採択後であっても、採択を取り消します。

【個人情報の取扱いについて】

個人情報に関する取り扱いは、当財団が定める個人情報保護方針、取扱いに準拠します。詳しくは、<https://www.astem.or.jp/privacypolicy> をご参照ください。

なお、本申請書記載の個人情報に関する利用目的等については以下に記載しております。必ずご確認ください。

(1) 個人情報の利用目的

本事業で知り得た貴殿の個人情報は次の目的で使用します。

- ① 本事業の審査を行う目的で、名簿作成及び審査後の各種連絡等に使用します。
- ② 本事業の終了後、成果把握や関連事業のご案内を行う目的で、名簿等の資料作成や本事業に関する各種連絡に使用します。

(2) 個人情報の提供について

以下のいずれかに該当する場合を除き、ご利用者の情報を第三者に提供しません。

- ① ご本人の同意がある場合
- ② 法令に基づき提供を求められた場合
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ⑤ 国、地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 個人情報の委託について

本事業を遂行するため、審査員就任承諾書を提出した審査員へ個人情報を委託します。それ以外は、外部に個人情報を委託することはありません。

(4) 利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などをご希望の場合

ご提供いただきました個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを希望される場合には、ご利用者本人の要求であることを確認したうえで、所定の手続により、合理的な期間及び範囲でご希望に応じます。

下記の間合せ先へご連絡ください。

(5) 個人情報提供の任意性

個人情報のご提供は任意ですが、業務の性格上、申請書の情報の全部又は一部をご提供いただけない場合は、申請を受理できない場合があります。

(6) 個人情報の管理責任者とお問合せ先

公益財団法人京都高度技術研究所 個人情報管理責任者： 総務部長

お問合せ先： 公益財団法人京都高度技術研究所 総務部

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地

Tel : 075-315-3625 (代) (受付時間：平日<月～金※祝祭日を除く> 9:00～17:00)

Fax : 075-315-3614 E-mail : info@astem.or.jp URL : <https://www.astem.or.jp>

(以 上)